

- 一 恒我レハ時ハ完全ナル賠償ヲ手当金ヨリ給金額ノ外ニ出スコト
- 二 皆勤手当ヲ出スコト
- 三 解雇手当ヲ定ムルコト
 - 一 年勤ノニ対シテ貸金・一ヶ月分次上トシ、一年未満ハ一年トスルコト
- 四 誓約制度絶対撤廃スルコト
- 五 工場ノ都合ガ復帰休業セル場合ハ日給全部ヲ出スコト
- 六 自分ノ退職ノ時ハ勤ノ一年ニ対シテ一ヶ月次上ノ標準トシテ手当金ヲ出スコト
- 七 就職中ノ着物ノ置場ヲ設ケルコト
- 八 食堂ヲ設ケルコト
 - 一定量次上給ヲ出シテ時ハ獎勵金トシ、毎月二百ル新金レヲ与レルコト、但シ貯金ノ科ナル給ヲノ權利ハ全従業員ガ管理スルコト

- 一 多産者ノ鼓勵スルコト
- 二 住込ノ従業員ノ全部給ヲ与レルコト
- 三 住込ノ従業員ノレバ故具各ナレバ藉団炬達ノ完備ヲスルコト
- 四 住込中十八才以上ノ通ヒニレテ貸金ノ同年限ノ職工ト同一ニスルコト
- 五 工場生活段ヲ従業員ノ手ガ公選スルコト
- 六 従業員ノ本人ノ承諾ナクシテ他工場ニ移動セシメテ解雇ナク受持以外ノ仕事ヲ絶許セサセザルコト
- 七 全従業員ニ対シテ緊急事項ナル場合ハ帰国ノ自由ヲ其ノ帰国ヲ不コト並テニ採用スルコト
- 八 正月ト金ニハ住込ノ帰国ノ絶対自由ヲ其ハ其費用全部ヲ負担スルコト